

## Ⅱ 利用者ID体系の見直し<3>

平成27年1月15日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

# 1. これまでの利用者 I D 体系見直しに係る提案の経緯等

利用者 I D 体系の見直しについては、第 8 回（平成 26 年 8 月 28 日）及び 第 10 回（平成 26 年 10 月 21 日）の 2 度にわたる合同 WG において、以下のとおり提案して合意が得られているが、再度、次頁のとおり、提案することとしたい。

| 区 分       | 概 要   |
|-----------|---|
| 1. 個別検討事項 | 利用者 I D 体系の見直し  |
| 2. 現行仕様   | 現行の N A C C S 利用者 I D 体系は、「利用者コード 5 桁」+「利用者識別番号 3 桁」の 8 桁としている。<br>出港前報告制度の申請者 I D 体系は、「英字固定 2 桁」+「数字 3 桁」+「固定 3 桁」の 8 桁としている。<br>（※ Web A P S 利用者 I D 体系は、「英字固定 3 桁」+「振分記号 1 桁」+「通番数字 6 桁」の 10 桁。）   |
| 3. 見直しの経緯 | 現行体系を第 6 次 N A C C S においても継続した場合、<br><small>注) 利用者 I D の「利用者コード」=「営業所コード 2 桁」+「企業略称 3 桁」</small><br>① 一部利用者において、先頭 2 桁の「営業所コード」の利用可能残数が減少していること<br>② 制度の浸透等に伴い、出港前報告制度における海外申請者が大幅に増加する可能性があること<br>等 の問題があり、将来的には発給可能な利用者 I D が枯渇する懸念がある。   |
| 4. 次期仕様   | ① 枯渇する懸念がある営業所コードを 2 桁→3 桁、企業略称を 3 桁→4 桁、その結果両者をあわせた、利用者コードを 5 桁→7 桁へ拡張する。（利用者 I D：8 桁→10 桁）<br>② 現行 N A C C S 利用者が次期 N A C C S を引き続き利用する場合は、現在の利用者 I D の継続利用を前提として、更改時に、上記のとおり現行営業所コード（2 桁）と企業略称（3 桁）の間に全て「A 1」等の固定値を埋め込む形でデータ移行を行う。<br>③ 利用者 I D 体系の変更に伴い、N A C C S ヘッダの構成を変更する。等 |



上記提案に対しては、利用者 I D が全ての電文に影響するため現行体系の維持を求める意見もあったが、将来的な枯渇の懸念が払拭されないため、最終的には I D 体系を変更することで合意された。

しかしながら、I D 体系変更による自社システムへの影響が多大多であること等を理由に、現行体系の継続利用を求める意見が根強くある。他方、出港前報告制度における申請者 I D の発給も落ち着いてきており今後大きく伸びる状況ではなくなっている。このため、これら状況を勘案し、利用者 I D 体系の見直しに関して、次ページのとおり再提案をすることとしたい。

## 2. 利用者 I D 体系見直しに係る再提案の背景

### 利用者 I D 体系見直しに関する再提案

利用者 I D の 10 桁化については、前記のとおり、① 営業所コードに枯渇の懸念があること、② 出港前報告制度における海外申請者の増加に伴い申請者 I D の枯渇に繋がる可能性があること、を理由として、基本的な I D のコード体系の大幅な見直しは、システム更改時にしかできないことから、当初の提案を実施したものである。

しかしながら、現行利用者 I D 体系の存続に向けて、営業所コード等の払出し方法に関して何らかの工夫ができないか、改めて検討を行った結果、現行の利便性が多少とも損なわれる可能性はあるものの、以下の手当てを行うことにより、現行 8 桁の I D 体系を存続することを可能とする方向性が見出された。

- ① 営業所コードの枯渇については、大阪税関管轄区域において発生する懸念が最も高いが、現在の付与基準（別紙参照）の見直しを行うことによって、発給枠を相当数確保することを可能とする（見直しによるメリット・デメリットは別紙参照）。
- ② 申請者 I D の発給増加に伴う利用者 I D の枯渇の懸念に関しては、当初の想定よりも海外利用者による申請者 I D の取得が伸びておらず、将来的にも急激に増加する可能性は低いと考えられる状況にあるとともに、仮に急増することとなった場合においても、①の見直しに併せて、申請者 I D の付与基準も見直しを行うことにより、申請者 I D の発給可能枠についても拡大することが可能となること。

このため、利用者 I D 体系の見直しは、第 6 次 N A C C S 更改においては実施しない方向で再提案することとしたい。

### 3. 再提案（現行桁数の維持）に伴う利用者ID体系等の付与基準見直し

#### 1. 利用者IDの付与基準の見直し

現行NACCSにおける利用者コード体系は、「英数字（2桁）＋企業略称（3桁）」の5桁で構成する。

- ① 英数字2桁の先頭1桁は以下の基準により付与する。
- ② 企業略称3桁は、1の会社（法人単位）に一つを英字により付与する。

| 支店・営業所等の所在地の管轄税関 | 先頭1桁    | 支店・営業所等の所在地の管轄税関 | 先頭1桁    | 支店・営業所等の所在地の管轄税関 | 先頭1桁      |
|------------------|---------|------------------|---------|------------------|-----------|
| 函館税関             | 8、H、Z   | 名古屋税関            | 5、N、E、R | 門司税関             | 6、M、F、U、X |
| 東京税関             | 1、T、A、J | 大阪税関             | 4、S、D   | 長崎税関             | 7、G       |
| 横浜税関             | 2、Y、B、L | 神戸税関             | 3、K、C、P | 沖縄地区税関           | 9、W       |

左記付与基準を継続した場合、大阪税関管轄の一部利用者において枯渇する可能性がある。



第6次NACCSにおける利用者コード体系は、現行同様「英数字（2桁）＋企業略称（3桁）」の5桁で構成する。

- ① 営業所コードが枯渇する可能性が現時点で最も高い管轄税関（大阪）の先頭1桁に新たに「I（アイ）」のコード利用を追加する。また、それ以外の管轄において枯渇が生じる場合は、管轄税関に拘らずにランダムに付与する方法を採用する。

| 支店・営業所等の所在地の管轄税関 | 先頭1桁    | 支店・営業所等の所在地の管轄税関 | 先頭1桁            | 支店・営業所等の所在地の管轄税関 | 先頭1桁      |
|------------------|---------|------------------|-----------------|------------------|-----------|
| 函館税関             | 8、H、Z   | 名古屋税関            | 5、N、E、R         | 門司税関             | 6、M、F、U、X |
| 東京税関             | 1、T、A、J | 大阪税関             | 4、S、D、 <b>I</b> | 長崎税関             | 7、G       |
| 横浜税関             | 2、Y、B、L | 神戸税関             | 3、K、C、P         | 沖縄地区税関           | 9、W       |

- ② 企業略称3桁は、1の会社（法人単位）に一つを英字により付与するが、英字による付与が枯渇する場合は、企業略称の2桁目、3桁目に「数字」を付与する。

#### 2. 申請者IDの付与基準の見直し

第6次NACCSでは、申請者IDの付与基準を見直し、申請者IDの先頭3桁目から5桁目までが、全て英字となる申請者IDも払い出すこととする（現行では、利用者IDとの判別を容易とするため、当該3文字が全て英字のものは払い出していない。）。

## 4. 付与基準見直しによるメリット・デメリット

利用者 I D 体系の付与基準見直しによるメリット・デメリットは以下のとおりとなる。

|                | メリット  | デメリット   |
|----------------|---|---|
| 付与基準の見直しを実施する  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現行 I D については、第 6 次 N A C C S においても継続利用が可能となる。</li><li>・ 利用者 I D の将来における枯渇の問題（懸念）が解消される。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ I（アイ）が付与された場合、1（数字）との識別誤りを起こす可能性が生じる。</li><li>・ 将来的に管轄に関係無くコード発給を行った場合、運用面で多少の混乱を招く可能性がある。また、自社システムにおいて、現行付与基準を利用している場合、影響が生じる可能性がある。</li></ul> |
| 付与基準の見直しを実施しない | —   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者 I D が枯渇する可能性がある。</li><li>・ 利用者 I D 体系の見直しを行う必要がある。</li></ul>  |

## 5. NACCSヘッダ見直しの中止等

利用者ID体系について、前記提案のとおり見直しを実施しないこととした場合、以前のWGで提案した案件の対応は、以下のとおりとなる。

| 項目              | 変更後   |
|-----------------|---|
| 1. NACCSヘッダの変更  | NACCSヘッダの構成は現行システムと同様とする。   |
| 2. メールボックスIDの変更 | メールボックスIDの体系は現行システムと同様とする。<br><div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 10px; padding: 10px; background-color: #e6f2ff; margin: 10px 0;"><p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 10px; border-radius: 5px; display: inline-block;">現行NACCSにおけるメールボックスID体系（8桁）</p></div> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ シングルサインオン利用者：利用者コード（5桁）＋ 利用者識別番号（3桁）<br/>※ シングルサインオン利用者のメールボックスIDは利用者IDと同じ</li><li>✓ その他の利用者：事業所コード（6桁）＋ 01等（2桁）<br/>※ 事業所コード（6桁）：企業略称（3桁）＋通番（3桁）</li></ul> |
| 3. オンライン業務への影響  | 利用者コードまたは利用者IDを入出力するオンライン業務の項目の桁数は現行システムと同様とする。   |
| 4. 管理資料のファイル名変更 | 管理資料のファイル名は現行システムと同様とする。  |